

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会等から報告があった。

平成三十一年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

施設の名称	所在地	指定年月日
大下集会所	広島市安佐南区伴北六丁目 9861 番地 8	平成 31 年 2 月 13 日
旭園老人集会所	広島市佐伯区旭園 11 番 21-15 号	平成 31 年 2 月 13 日
水呑交流館	福山市水呑町 4363 番地水呑三新田 44-1	平成 31 年 2 月 7 日
三次市いなり集会所	三次市三次町 2018 番地 1	平成 31 年 1 月 8 日
三次市甲奴健康づくりセンター	三次市甲奴町西野 592 番地	平成 31 年 1 月 8 日
高田交流プラザ	江田島市能美町高田 3355 番地 5	平成 30 年 12 月 14 日